

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島三丁目8番15号
株 式 会 社 ミ ラ イ ロ
代表取締役社長 垣 内 俊哉

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mirairo.co.jp/ir/stock/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミライロ」又は「コード」に当社証券コード「335A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年12月22日（月曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午後6時30分（受付開始 午後6時）

2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号

ゲートシティ大崎 ウエストタワー地下1階
ゲートシティホール&ルーム C

（開催場所が過去に開催した場所と著しく離れた場所となりましたのは、株主様のご住所の分布状況を鑑み、より多くの株主様にご出席いただくため、上記での開催といたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

第16期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

●会場と同じフロアには、バリアフリートイレがございます。また、貸し出し用の車いすも準備しておりますので、必要な株主様はスタッフまでお声がけください。

●会場には議決権を行使できる株主様以外の方はご入場いただけませんが、介助のための同伴者様1名や補助犬はご入場いただけます。ただし、同伴者様につきましては、議決権を有する株主様である場合を除き、会場内では介助者としての言動に制限されます。

●受付及び会場には手話通訳者を配置しておりますので、サポートをご希望される株主様は当日受付にてお申し出ください。文字通訳によるサポートや筆談器具のご用意もございます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月23日 (火曜日)  
午後6時30分 (受付開始:午後6時)



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月22日 (月曜日)  
午後6時入力完了分まで



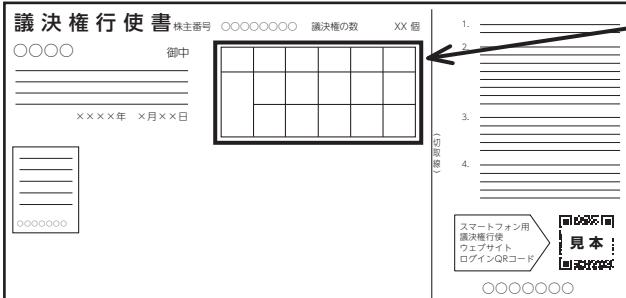
### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年12月22日 (月曜日)  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

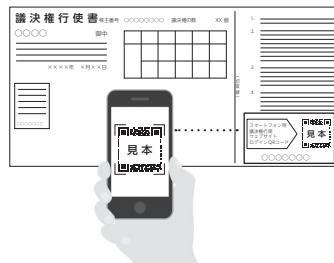
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

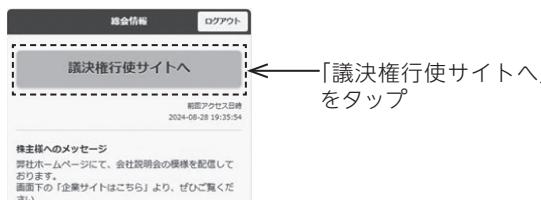
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

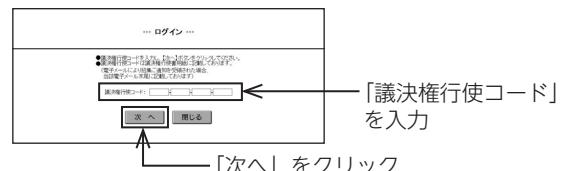
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

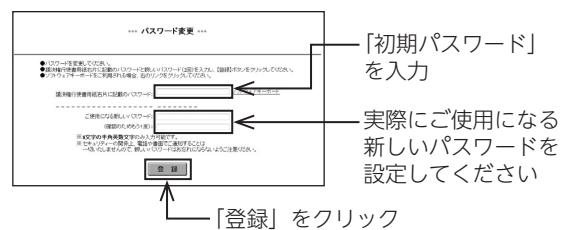
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

# 事前質問受付についてのご案内

株主の皆さまから、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。

株主さまのご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただく予定です。

**＜受付期間＞** 2025年12月15日(月曜日)午後6時まで

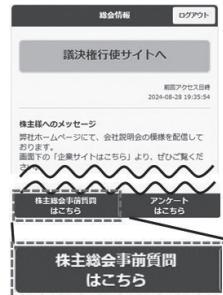
**＜受付方法＞**

## 1. スマートフォン・タブレット端末等で入力する場合

①議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。



②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンを押下ください。



③「事前質問」画面に遷移します。  
以降は画面の案内に従ってご入力ください。

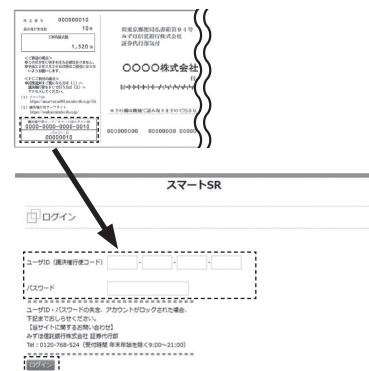


## 2. PC等で入力する場合

①以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。

### 「スマートSR」URL

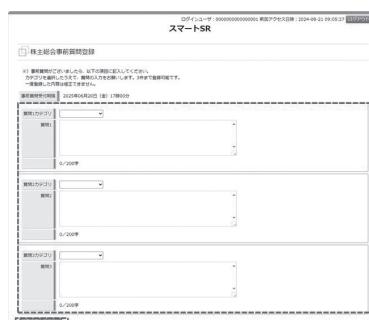
<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。



③「事前質問」画面に遷移します。  
以降は画面の案内に従ってご入力ください。



### <ご留意事項>

- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は株主さまお一人につき3問まで、1問あたり200字以内でお願いいたします。
- ・すべてのご質問に対して回答をお約束するものではありません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめ了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

# 事業報告

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要により緩やかな景気回復が見られる一方で、原材料価格の高騰や円安による物価上昇、米国の発表した関税政策による貿易相手国の対抗措置の懸念によって、国際的な情勢の不安は長期化しており、依然として先行きの不確実性の高い状況が継続しております。

このような状況の中、当社は「バリアバリュー」を企業理念とし、障害（バリア）を価値（バリュー）に変えることで社会を変革することを目指し、様々な障害者に関連するサービスの提供に取り組んでまいりました。デジタル障害者手帳「ミライロID」によるインフラの提供、企業・団体・行政へのバリアバリューソリューションの提供を軸として、障害者が活躍できる社会への変革を実現するための事業展開を行っております。

2019年7月にリリースしたデジタル障害者手帳「ミライロID」は、当事業年度末現在で、導入事業者数4,214事業者（前事業年度末より152事業者増加）、ユーザー数55.2万人（前事業年度末より14.7万人増加）と50万人を突破し、着実に認知度の向上を図っております。また、2025年4月から開催された大阪・関西万博の本人確認書類として「ミライロID」が採用される等、使える場所やユーザー数の増加、コンテンツ力の向上等に伴い、アクティブユーザー数は月間20.8万人と増加傾向にあり、障害者の外出や消費の促進に寄与しております。2024年1月よりリリースしたオンラインショップ「ミライロストア」においては、当事業年度末現在で、セラー数76事業者、商品数657アイテムを掲載しており、今後さらなる商品数の拡充と、GMV（流通取引総額）の増加を目指しております。また、「ミライロID」とのシステム連携も増加しており、駐車場・駐輪場における「ミライロID」活用による障害者割引の適用駐車場は、当事業年度末現在で207箇所となりました。

バリアバリューソリューションにおきましては、2024年4月の改正障害者差別解消法の施行や、2026年7月の法定雇用率の引き上げに伴い、障害者に対する合理的配慮の提供や事前の改善措置への対応に関する需要がこれまで以上に高まっております。ユニバーサルマナー研修及び検定におきましては、業界別のユニバーサルマナー検定の導入先や認定者数が増加しており、新たにライブやコンサート会場におけるサポート方法を伝える「ユニバーサルマナー検

定（村上学縁）」もリリースいたしました。また、障害者雇用の現場で役立つ実践的なコミュニケーション手法など、障害のある社員が活躍するための雇用ノウハウの習得を目的とした「ユニバーサルワーク研修 実務編」の提供も開始いたしました。当事業年度末現在におけるユニバーサルマナー検定の認定者数は30.8万人（前事業年度末より8.3万人増加）と30万人を突破し、多様な方々へ向き合い、一歩を踏み出す人の増加に繋がっております。また、コミュニケーションサポートにおきましては、聴覚障害のある方々が社会のあらゆる場面で円滑にコミュニケーションを行えるよう、遠隔手話通訳専用の「ミライロ・コネクトオンライン手話通訳サービス」を開始しました。大阪・関西万博の運営参加にも協力し、「ミライロ・コネクトオンライン手話通訳サービス」を提供することで、耳の聞こえない、聞こえにくい、また発話が困難な来場者へのサービス向上にも寄与しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は832,291千円（前事業年度比17.3%増）、営業利益は142,125千円（前事業年度比21.6%増）、経常利益は123,006千円（前事業年度比1.4%増）、当期純利益は81,472千円（前事業年度比54.4%減）となっております。

なお、当社は、バリアバリュー事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載は省略しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は42,677千円であります。その主なものは、ミライロIDに関連するソフトウェア等であります。

## ③ 資金調達の状況

2025年3月24日をもって、東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額396,222千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                               | 第13期<br>(2022年9月期) | 第14期<br>(2023年9月期) | 第15期<br>(2024年9月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(2025年9月期) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                          | 615,835            | 582,966            | 709,561            | 832,291                       |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)            | △46,669            | 11,006             | 121,334            | 123,006                       |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(千円)          | △59,551            | 9,601              | 178,857            | 81,472                        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | △12.30             | 1.93               | 34.23              | 9.15                          |
| 総資産(千円)                          | 475,238            | 539,556            | 700,818            | 1,171,979                     |
| 純資産(千円)                          | 48,469             | 158,170            | 337,027            | 881,923                       |
| 1株当たり純資産額(円)                     | 9.75               | 30.03              | 64.26              | 80.01                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2024年11月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の事項について今後の事業展開における重要な課題として認識し、取り組んでおります。

##### ① 「ミライロID」の利便性・メリットの向上及び普及活動

「ミライロID」は、U/Iの改善や機能開発、サービス開発により、ユーザー・企業等の双方にとっての利便性・メリットの向上を図る必要があると認識しております。これらのシステム開発・改善と普及活動により、「ミライロID」の導入事業者数及びユーザー数を拡大させることが当社の事業基盤を強化することに繋がることを認識しております。

##### ② 「ミライロID」の連携企業等の拡充

当社は、他の企業等と連携して「ミライロID」を活用したデジタルトランスフォーメーションを推進し、障害者の利便性を向上させるサービスを開発することを経営戦略の重点事項と考えており、これらの連携企業等とのパイプラインの拡充は当社成長の課題であると認識しております。

##### ③ 人材の採用及び育成

当社の競争力の源泉は、障害者に関する知識と経験を有する人材にあります。今後も、当社の企業理念に共感し、高い成長意欲と使命感を持った人材を積極的に採用し、育成することで、企業力の強化に努めてまいります。

##### ④ 内部管理体制の強化

当社が継続的に成長するためには、企業規模拡大の基礎となる内部管理体制の強化が重要であると認識しております。当社では、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、マネジメント層の採用及び育成、コンプライアンス・リスクマネジメント教育の徹底、管理部門の体制強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

- ・法人や自治体に向けたユニバーサルデザインのソリューション提供
- ・障害者に向けたデジタルプラットフォーム「ミライロID」の運営

(6) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 本 社     | 大阪市淀川区西中島三丁目8番15号  |
| 東 京 支 社 | 東京都品川区東五反田五丁目26番5号 |

(7) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

| 使 用 人 数  | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|----------|------------|---------|-------------|
| 50名 (6名) | 1名増 (増減なし) | 38.3歳   | 5.5年        |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 金 残 高 |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 95,000千円  |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 36,246千円  |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 29,780千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2025年3月24日、当社は東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,020,100株
- (3) 株主数 5,973名
- (4) 大株主

| 株    | 主   | 名   | 持  | 株         | 数     | 持      | 株 | 比 | 率 |
|------|-----|-----|----|-----------|-------|--------|---|---|---|
| 垣    | 内   | 俊   | 哉  | 3,080,000 | 株     | 27.95% |   |   |   |
| 民    | 野   | 剛   | 郎  | 3,060,000 | 株     | 27.77% |   |   |   |
| 谷    | 間   | 真   |    | 208,000   | 株     | 1.89%  |   |   |   |
| 大阪市  | 高   | 速   | 電  | 気         | 軌     | 道      | 株 | 式 | 会 |
| 住    | 友   | 林   | 業  | 株         | 式     | 会      | 社 |   |   |
| ヤマト  | ホール | ディ  | イン | グス        | 株     | 式      | 会 | 社 |   |
| 株    | 式   | 会   | 社  | 三         | 菱     | U      | F | J | 銀 |
| 株式会社 | 日本  | カスト | ディ | 銀行        | (信託口) |        |   |   |   |
| 樂    | 天   | 証   | 券  | 株         | 式     | 会      | 社 |   |   |
| さくら  | イン  | タ   | ネ  | ット        | 株     | 式      | 会 | 社 |   |
| 株式会社 | ゼン  | リ   | ン  | デ         | タ     | コ      | ム |   |   |
|      |     |     |    |           |       |        |   |   |   |

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

## (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2024年11月8日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は19,800,000株増加し20,000,000株に、発行済株式の総数は5,172,750株増加し5,225,000株となっております。
- ② 2025年1月14日に、第1回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は4,000,000株増加し、9,225,000株となっております。
- ③ 2025年3月24日をもって、当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場しております。上場にあたり、2025年3月21日を払込期日とするブックビルディング方式による募集及び2025年4月23日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式総数は1,595,100株増加し、10,820,100株となっております。
- ④ 2025年9月11日に、第1回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は200,000株増加し、11,020,100株となっております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第2回新株予約権                             | 第3回新株予約権                               |                             |                       |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2019年4月8日                            | 2021年4月22日                             |                             |                       |
| 新株予約権の数                |                   | 270個                                 | 110個                                   |                             |                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>100株)         | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>100株)           |                             |                       |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払込は要しない                    | 524円                                   |                             |                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり) 1,600円<br>16円) | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり) 25,000円<br>250円) |                             |                       |
| 権利行使期間                 |                   | 自 2021年5月1日<br>至 2028年4月30日          | 自 2023年5月1日<br>至 2030年9月30日            |                             |                       |
| 行使の条件                  |                   | (注) 2                                | (注) 3                                  |                             |                       |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数          | 270個<br>27,000株<br>4名                  | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 100個<br>10,000株<br>1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数          | 一個<br>一株<br>一名                         | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名        |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数          | 一個<br>一株<br>一名                         | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 10個<br>1,000株<br>1名   |

|                        |                   | 第4回新株予約権                                           | 第5回新株予約権                                           |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2021年4月22日                                         | 2023年7月21日                                         |
| 新株予約権の数                |                   | 90個                                                | 110個                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>100株)                       | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>100株)                       |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                  | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり) 25,000円<br>250円)             | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり) 26,000円<br>260円)             |
| 権利行使期間                 |                   | 自 2023年5月1日<br>至 2030年9月30日                        | 自 2025年9月1日<br>至 2033年6月30日                        |
| 行使の条件                  |                   | (注) 4                                              | (注) 4                                              |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>70個<br>7,000株<br>3名 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>80個<br>8,000株<br>3名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一個<br>一株<br>一名      | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一個<br>一株<br>一名      |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>20個<br>2,000株<br>1名 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>30個<br>3,000株<br>2名 |

(注) 1. 2024年11月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割後の株式数及び金額を記載しております。

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社の取締役、監査役、従業員または関係協力者、関係協力法人の取締役、監査役、従業員いずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過するまでの期間は、新株予約権行使することができない。
- ③新株予約権者は、前各号の条件を充たしたうえで、下記（a）から（d）の期間内において、割り

当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を上限としてこれを行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 株式公開日以降：行使可能割合 20%
- (b) 株式公開日から1年を経過する日以降：行使可能割合 50%
- (c) 株式公開日から2年を経過する日以降：行使可能割合 75%
- (d) 株式公開日から3年を経過する日以降：行使可能割合 100%

④新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権行使することができない。

⑤新株予約権者が当社との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には新株予約権を行使できない。

3. ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、従業員もしくは外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。  
②新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過するまでの期間は、新株予約権行使することができない。  
③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。  
②新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過するまでの期間は、新株予約権行使することができない。  
③新株予約権者は、前各号の条件を充たしたうえで、下記（a）から（d）の期間内において、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を上限としてこれを行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - (a) 株式公開日以降：行使可能割合 20%
  - (b) 株式公開日から1年を経過する日以降：行使可能割合 50%
  - (c) 株式公開日から2年を経過する日以降：行使可能割合 75%
  - (d) 株式公開日から3年を経過する日以降：行使可能割合 100%  
④新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                     |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 垣内俊哉 | 一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会代表理事<br>S B I レオスひふみ(株)社外取締役                                                                                                                                                  |
| 取締役副社長   | 民野剛郎 | 経営管理部長<br>一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会理事                                                                                                                                                                  |
| 取締役      | 橋本寛之 | 営業部長                                                                                                                                                                                             |
| 取締役      | 井原充貴 | ITソリューション部長                                                                                                                                                                                      |
| 取締役      | 森田啓  | ビジネスソリューション部長                                                                                                                                                                                    |
| 取締役      | 梶尾武志 | 経営企画部長                                                                                                                                                                                           |
| 取締役      | 谷間真  | (株)T-REVIVEコンサルティング代表取締役<br>(株)セントリス・コーポレートアドバイザリー代表取締役<br>サナメディ(株)社外監査役<br>(株)F R E E M I N D 社外取締役<br>シンフォニーマーケティング(株)社外取締役<br>C A P S (株)社外取締役<br>monoAI technology(株)社外取締役<br>(株)アンビシャス社外取締役 |
| 常勤監査役    | 川戸尋士 | —                                                                                                                                                                                                |
| 監査役      | 笠原努  | 笠原公認会計士事務所代表<br>税理士法人石橋・笠原事務所社員<br>(株)Cosmos Global Consulting 代表取締役<br>オリエンテクス・ジェネラルマネジメント合同会社代表社員<br>(株)大都社外取締役<br>一般社団法人心緑海理事                                                                 |
| 監査役      | 根來伸旭 | 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル社員弁護士<br>イデアカード(株)社外取締役<br>知能技術(株)社外取締役                                                                                                                                         |

- (注) 1. 取締役谷間真氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役笠原努氏及び根來伸旭氏は、社外監査役であります。  
3. 社外監査役である笠原努氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 社外監査役である根來伸旭氏は、弁護士資格を有しております、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役谷間真氏、監査役川戸尋士氏、社外監査役笠原努氏及び社外監査役根來伸旭氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められているのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務執行について善意かつ重大な過失がないときには限られます。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」により定めております。当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、当社の業績及び取締役の職責及び能力等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年12月17日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を年額200,000千円以内（ただし、使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない。）とするものであります。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年12月17日であり、決議の内容は、監査役の報酬額を年額30,000千円以内とするものであります。決議時点において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役3名、監査役3名であります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が「役員報酬規程」と整合していることを確認しており、当該規程に沿うものであると判断しております。

なお、当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |         |        | 対象となる役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------|--------|------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績運動報酬等 | 非金銭報酬等 |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 61,515千円<br>(4,125) | 61,515千円<br>(4,125) | —       | —      | 7名<br>(1)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,750<br>(3,300)    | 9,750<br>(3,300)    | —       | —      | 3<br>(2)   |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 71,265<br>(7,425)   | 71,265<br>(7,425)   | —       | —      | 10<br>(3)  |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2020年12月17日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2020年12月17日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役3名）です。

**(4)社外役員に関する事項**

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役谷間真氏は、(株)T-REVIVE コンサルティング及び(株)セントリス・コーポレートアドバイザリーの代表取締役であります。また(株)F R E E M I N D、シンフォニーマーケティング(株)、C A P S(株)、monoAI technology(株)及び(株)アンビシャスの社外取締役及びサナメディ(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役笠原努氏は、笠原公認会計士事務所の代表、(株)Cosmos Global Consulting の代表取締役、オリエンテクス・ジェネラルマネジメント合同会社の代表社員、(株)大都の社外取締役、税理士法人石橋・笠原事務所の社員及び一般社団法人心緑海理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役根來伸旭氏は、弁護士法人マーキュリー・ジェネラルの社員弁護士、イデアカード(株)及び知能技術(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|     |         | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                       |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 谷 間 真   | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                          |
| 監査役 | 笠 原 努   | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役 | 根 來 伸 旭 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。   |

## 貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産           | 1,025,478 | 流 動 負 債         | 237,992   |
| 現 金 及 び 預 金       | 904,017   | 買 掛 金           | 11,060    |
| 売 掛 金             | 97,947    | 短 期 借 入 金       | 95,000    |
| 仕 掛 品             | 1,916     | 1年内返済予定の長期借入金   | 14,748    |
| 貯 蔵 品             | 2,306     | 未 払 金           | 39,884    |
| 未 収 入 金           | 8,766     | 未 払 費 用         | 16,215    |
| 前 払 費 用           | 9,211     | 未 払 法 人 税 等     | 25,963    |
| そ の 他             | 1,313     | 未 払 消 費 税 等     | 16,753    |
| 固 定 資 産           | 146,500   | 契 約 負 債         | 14,849    |
| 有 形 固 定 資 産       | 7,971     | 預 り 金           | 3,517     |
| 建 物 附 属 設 備       | 2,304     | 固 定 負 債         | 52,063    |
| 工 具 器 具 備 品       | 5,666     | 長 期 借 入 金       | 51,278    |
| 無 形 固 定 資 産       | 88,597    | 資 産 除 去 債 務     | 785       |
| 商 標 権             | 378       | 負 債 合 計         | 290,056   |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 71,710    | (純 資 産 の 部)     |           |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 6,053     | 株 主 資 本         | 881,771   |
| そ の 他             | 10,455    | 資 本 金           | 312,328   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 49,931    | 資 本 剰 余 金       | 302,328   |
| 出 資 金             | 1         | 資 本 準 備 金       | 302,328   |
| 長 期 前 払 費 用       | 83        | 利 益 剰 余 金       | 267,114   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 35,378    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 267,114   |
| 差 入 保 証 金         | 14,468    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 267,114   |
| 資 産 合 計           | 1,171,979 | 新 株 予 約 権       | 151       |
|                   |           | 純 資 産 合 計       | 881,923   |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,171,979 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 832,291 |
| 売 上 原 価                 | 275,131 |
| 売 上 総 利 益               | 557,160 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 415,034 |
| 営 業 利 益                 | 142,125 |
| 営 業 外 収 益               |         |
| 受 取 利 息                 | 1,066   |
| 助 成 金 収 入               | 4,256   |
| そ の 他                   | 799     |
|                         | 6,122   |
| 営 業 外 費 用               |         |
| 支 払 利 息                 | 2,922   |
| 支 払 保 証 料               | 1,497   |
| 株 式 交 付 費               | 7,518   |
| 上 場 関 連 費 用             | 13,074  |
| そ の 他                   | 229     |
|                         | 25,241  |
| 経 常 利 益                 | 123,006 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 123,006 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 18,446  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 23,086  |
| 当 期 純 利 益               | 41,533  |
|                         | 81,472  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月19日

株式会社ミライロ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福竹徹  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河瀬聰子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライロの2024年10月1日から2025年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の理事等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組並びに会社法施行規則第118条5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月19日

株式会社ミライロ 監査役会  
常勤監査役 川戸 尋士   
社外監査役 笠原 努   
社外監査役 根來伸旭 

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

コーポレートガバナンスの強化及び経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠により選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> |

## 第2号議案

# 取締役6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、当社の取締役の任期は2年から1年となり、取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役会において、より戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名         | 当社における地位及び担当                |                |
|-------|------------|-----------------------------|----------------|
| 1     | かきうち 俊哉    | 代表取締役社長                     | 再任             |
| 2     | たみの 民野 剛郎  | 取締役副社長<br>経営管理部長            | 再任             |
| 3     | いはら 充貴     | 取締役<br>ITソリューション部長兼<br>社長室長 | 再任             |
| 4     | かじお 武志     | 取締役<br>経営企画部長               | 再任             |
| 5     | たにま 真      | 社外取締役                       | 再任<br>社外<br>独立 |
| 6     | つるたに 鶴谷 武親 | —                           | 新任<br>社外<br>独立 |

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かきうち としや  
垣内 俊哉

再任

生年月日

1989年4月14日

所有する当社の株式数

3,080,000株

取締役会出席状況

19/19回

#### 略歴、当社における地位及び担当

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 2010年6月 | 当社代表取締役社長（現任）               |
| 2013年8月 | 一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会代表理事（現任） |
| 2016年4月 | 一般財団法人バリアバリュー財団理事長          |
| 2022年6月 | レオス・キャピタルワークス(株)社外取締役       |
| 2024年4月 | S B I レオスひふみ(株)社外取締役（現任）    |

#### 重要な兼職の状況

一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会代表理事  
S B I レオスひふみ(株)社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

垣内俊哉氏は、2010年6月の当社設立以来、代表取締役社長として、バリアバリュー事業に関して豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

たみの たけろう  
民野 剛郎

再任

生年月日

1989年11月11日

所有する当社の株式数

3,060,000株

取締役会出席状況

19/19回

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 2010年6月  | 当社取締役副社長                  |
| 2013年8月  | 一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会理事（現任） |
| 2016年4月  | 一般財団法人バリアバリュー財団評議員        |
| 2020年7月  | 当社取締役副社長 コーポレート本部長        |
| 2022年10月 | 当社取締役副社長 経営管理部長（現任）       |

#### 重要な兼職の状況

一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会理事

#### 取締役候補者とした理由

民野剛郎氏は、2010年6月の当社設立以来、取締役副社長として、バリアバリュー事業に関して豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

いはら あつき  
井原 充貴

再任

生年月日

1988年8月13日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

19/19回

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 2011年 4月 | (株)みずほ銀行入社                |
| 2014年 5月 | 特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー入社   |
| 2015年 6月 | 当社入社                      |
| 2016年 4月 | 一般財団法人バリアバリュー財団評議員        |
| 2020年 7月 | 当社ITソリューション部長             |
| 2022年12月 | 当社取締役ITソリューション部長          |
| 2025年10月 | 当社取締役ITソリューション部長兼社長室長（現任） |

#### 取締役候補者とした理由

井原充貴氏は、2015年6月の入社以来、デジタル障害者手帳「ミライロID」の開発を通して企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

かじお たけし  
梶尾 武志

再任

生年月日

1991年1月8日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

19/19回

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 2015年 4月 | (株)マザーハウス入社     |
| 2016年 4月 | 当社入社            |
| 2020年 7月 | 当社営業・マーケティング部長  |
| 2021年 2月 | (株)こさじ取締役（現任）   |
| 2021年10月 | 当社経営企画部長        |
| 2022年12月 | 当社取締役経営企画部長（現任） |

#### 取締役候補者とした理由

梶尾武志氏は、2016年4月の入社以来、営業、マーケティング、経営企画、人事と幅広い活動を通して企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5  
たにま まこと  
谷間 真

### 再任

#### 生年月日

1971年10月6日

#### 所有する当社の株式数

208,000株

#### 取締役会出席状況

19/19回

### 略歴、当社における地位及び担当

1997年1月 公認会計士谷間真事務所開業  
(株)ディー・ブレイン関西代表取締役  
2002年7月 (株)ザッパラス監査役  
2002年8月 (株)プロ・クエスト代表取締役  
2004年10月 (株)バルニバービ社外取締役  
2004年11月 (株)関門海取締役  
2005年7月 (株)ザッパラス取締役  
2007年4月 (株)関門海代表取締役  
2012年2月 (株)T-REVIVEコンサルティング代表取締役（現任）  
2013年3月 (株)セントリス・コーポレートアドバイザリー代表取締役（現任）  
2013年10月 (株)キャリア監査役  
2014年5月 (株)アクリート社外取締役  
2014年7月 (株)ザッパラス監査役  
2015年12月 (株)キャリア社外取締役  
2015年12月 (株)日本医療機器開発機構（現サナメディ（株））社外監査役（現任）  
2017年3月 (株)F R E E M I N D社外取締役（現任）  
2017年7月 (株)ザッパラス社外取締役監査等委員  
2018年1月 シンフォニーマーケティング（株）社外取締役（現任）  
2018年6月 (株)ココカラファイン（現（株）ココカラファイングループ）社外取締役  
2018年8月 メディカルフィットネスラボラトリー（株）（現C A P S（株））社外取締役  
2019年12月 当社社外取締役（現任）  
2020年7月 monoAI technology（株）社外取締役（現任）  
2021年10月 (株)マツキヨココカラ＆カンパニー社外取締役  
2024年9月 (株)アンビシャス社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

(株)T-REVIVEコンサルティング代表取締役  
(株)セントリス・コーポレートアドバイザリー代表取締役  
サナメディ（株）社外監査役  
(株)F R E E M I N D社外取締役  
シンフォニーマーケティング（株）社外取締役  
monoAI technology（株）社外取締役  
(株)アンビシャス社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

谷間真氏は、公認会計士及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な見地から、当社の監督及び経営全般に関わる助言をしていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

つるたに たけちか  
鶴谷 武親

新任

生年月日  
1965年8月13日

所有する当社の株式数  
-株

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                               |
|----------|-----------------------------------------------|
| 1990年 4月 | セコム(株)入社                                      |
| 1995年 8月 | デジタルハリウッド(株)取締役                               |
| 1996年 4月 | ポリゴンマジック(株)取締役                                |
| 1999年 9月 | フューチャーインスティテュート(株)代表取締役                       |
| 2008年 1月 | ポリゴンマジック(株)代表取締役 (現任)                         |
| 2012年 6月 | ジープラ(株)代表取締役 (現任)                             |
| 2014年12月 | メディカルフィットネスラボラトリー(株) (現C A P S(株)) 代表取締役 (現任) |
| 2015年10月 | 医療法人社団ナイス理事                                   |
| 2016年 6月 | フューチャーインスティテュート(株)取締役 (現任)                    |

#### 重要な兼職の状況

|                       |
|-----------------------|
| ポリゴンマジック(株)代表取締役      |
| ジープラ(株)代表取締役          |
| C A P S(株)代表取締役       |
| フューチャーインスティテュート(株)取締役 |

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鶴谷武親氏は、複数の企業における豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な見地から、当社の監督及び経営全般に関わる助言をしていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷間真氏及び鶴谷武親氏は、社外取締役候補者であります。
3. 谷間真氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、谷間真氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、鶴谷武親氏の選任が承認された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、谷間真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出であります。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、鶴谷武親氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案

## ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

対象取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条の規定に基づき、2020年12月17日開催の株主総会にてご承認いただいた報酬額とは別枠の報酬として対象取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。なお、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は6名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役への新株予約権の割当数は320個（うち社外取締役240個）を上限とします。

対象取締役に対する新株予約権は、業績向上に対する意欲と士気を一層高めるとともに、企業価値の増大を図ることを目的として割り当てられるストックオプションであり、また、会社業績及び業務執行の状況、貢献度等を基準として割り当てられるもので、具体的な内容は、当社取締役への報酬等として相当であると判断しております。

### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

対象取締役及び従業員が業績向上に対する意欲と士気を一層高めるとともに、企業価値の増大を図ることを目的として、対象取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2. 新株予約権発行の発行要領

#### （1）新株予約権の割当を受ける者

対象取締役及び従業員

#### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲内で必要となる株式数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の総数

500個を上限とする。このうち、対象取締役に付与する個数は320個（うち社外取締役は240個）を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし前項（2）に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの（無償）とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

割当日後2年を経過した日から8年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (11) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### ⑥ 新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定する。

### ⑦ 新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記（8）に準じて決定する。

### ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

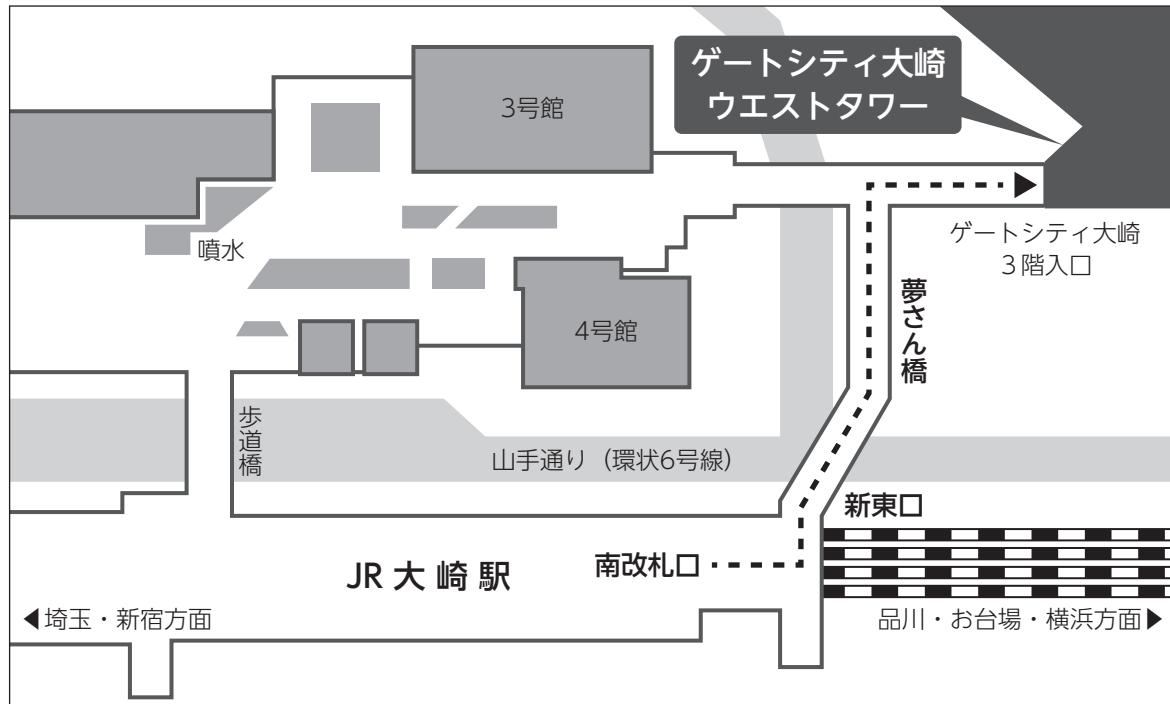
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記 (10) に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により発生する端数の取扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権の公正価額  
新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (14) 新株予約権に関するその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

**【会場】 東京都品川区大崎一丁目11番1号**  
ゲートシティ大崎 ウエストタワー地下1階  
ゲートシティホール&ルーム ルームC

**【交通】 大崎駅（JR線）南改札口から徒歩約3分**



※ JR 大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎ウエストタワー3階入口よりお入りください。エスカレーターまたはエレベーターで地下1階までお越しください。

※ JR 大崎駅から会場までのご来場ルートに大きな段差はなく、車いす使用者の方も通行可能で  
す。また、当日は会場入り口に案内スタッフを配置しているため、お困りの際はサポートいた  
します。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。